

社労士



ふくしま



(相馬市提供)

- 各種研修会・セミナー報告
- 3.11東日本大震災に対応する福島県の社労士



福島県社会保険労務士会

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任をもたなければならぬ。

* * * CONTENTS * * *

会長あいさつ.....	3
新年あいさつ.....	5
臨時総会.....	8
研修会.....	9
高校生支援セミナー.....	15
退職・社労士会セミナー.....	16
街角の年金相談センター福島の取り組み.....	17
リレー随想.....	19

情報・一番	
• 3.11東日本大震災に対峙する	
福島県の社労士.....	20
• 唐揚げ、しりそめし頃に.....	27
新入会員紹介.....	29
支部だより.....	31
会員異動状況.....	34
編集後記.....	36

表紙説明

「相馬総合地方卸売市場での初セリ」

震災後、「相馬の魚は食べられない」と思っていましたが、多くの方々が協力し合ったおかげで、美味しい魚が徐々にではありますか食べられるようになってきています。相馬の復興に負けずに自分も頑張らなくてはと身が引き締まります。





年頭のごあいさつ “果敢に前へ”

福島県社会保険労務士会

会長 金子昌明

年が改まり年頭に際し、ご挨拶を申し上げます。

昨年6月に会長に就任して以来、早いもので7ヶ月余が経過致しましたが、本年度の事業について、事業計画に基づき順調に遂行するなか、会員皆さまには多大なご協力ありがとうございました。

被災者復興支援事業につきましては、各支部がそれぞれの企画をもとに、相談者が気軽に相談に来られるよう、各種イベントと組み合わせた相談会を昨秋実施し、今年2月には中小企業者向けの復興支援セミナーを開催します。

未だ復興への道のりが遠く、「うつくしま・ふくしま」の完全な復興はこれから長い年月がかかることが予測され、様々な新たな問題が生じている中で、国民のセーフティネットを支える社会保障と労働の専門家として、被災された皆さまの悩み、苦しみ、悲しみをお聞きし、福島で生きる社会保険労務士として、できる役割をしっかりととした応対の中でやっていかなければならぬと考えます。

福島県社会福祉協議会との委託契約により実施してまいりました労働条件審査・診断業務は今年で3年目の実施となり、今年度の受託事業所は1件を残し終了しております。

この労働条件審査を福島県をはじめとする各自治体に対して指定管理者、公共事業を請負う企業に実施することを提案しているところであります。

労働条件審査・診断は、会員が日常の労務管理業務の中で関与先或いは顧客開拓に取り入れていけば、事業の健全な発展に寄与するとともに社会保険労務士の新たな業務に成長し、業務拡大に資するものと期待されます。

新年度をひかえ前記の事業をはじめ、資質向上のための研修事業、年金・労働総合相談所の事業、街角の年金相談センター福島の事業、成年後見制度推進事業、ADR事業、電子申請の事業など重要な事業が目白押しですが、理事会で十分協議し、鋭意推進していきたいと考えております。

さて、社会保険労務士制度は昭和43年、高度経済成長期のなか、中小企業の労務管理の近代化という時代背景のもと、いわば時代の要請を受けて誕生しました。それから45年、社会保険労務士を取り巻く環境は大きく変化し、多様化する就労形態、労働者の意識・価値観の変化など労働環境も変化するなか、経営者は今、明らかに労務管理のスペシャリストを必要としており、社会保険労務士の積極的サポートを待ち望んでいます。

労務管理は、労働者が高いモチベーションをもって、生き生き働く職場をつくり上げ、それによって企業の経営目標を達成させ、労働者の福祉の向上に資するという健全な企業の発展に欠かせないもので、社会保険労務士は日常業務のなかで、それを実践してきたことで社会的評

価を受ける一因となったと思われます。

労務管理が適切に行われ、適正な労使関係が構築されていれば、労使トラブルは起きないこととなり、企業の収益性はより高められることになります。労務管理は決して紛争解決を目的とするものではありません。

我々が日常的に行っている労務管理を通して、トラブルを未然に防止する生き生き職場をつくるため、相談・指導に力を注ぎ、研修を怠ることなく、労務管理の技法を高めていくことが社会保険労務士の社会的評価を更に高め、“前へ”進むチャンスといえます。

労働社会保険諸法令の手続業務は社会保険労務士の専属業務であることは社会的にも認知されているところであります。大都市圏と違い、地方（地域）においては、3号業務としての労務管理を手続業務とあわせて行っている社会保険労務士が多いと思われます。労働社会保険諸法令の手続業務と労務管理業務を密接につなげ

ることでより労務管理の質を高め、社会保険労務士の業務の必要性、重要性は一層高まると考えられます。

最後に、社会保険労務士がこれからの新しい時代の要請を確実に受け、存在を確保、職域を確保し、さらに飛躍していくためには社会保険労務士としての高度なスキルを身につけるだけではなく、人格の陶冶に励み、人間としての倫理性を高め、職業倫理を確立していくことが必要不可欠なことだと思います。

倫理観の欠如した、職業倫理に反した非倫理的行動が続くと多くの先輩社会保険労務士の長年の努力で国民の認知と信頼を獲得し、築き上げてきた社会保険労務士制度の基盤を根底から搖るがすこととなってしまいます。

このことを会員1人1人が深く認識しなければならないとともに、県会としてもそのために必要な施策を実施していかなければなければならないと考えますのでよろしくお願ひ申し上げます。





新年のごあいさつ

福島労働局

局長 河合智則

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様には、日頃より労働行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

東日本大震災から3年が過ぎようとしておりますが、それぞれのお立場で福島県の復興を担っておられる貴会及び会員の皆様のご努力に心から敬意を表します。

さて、福島県内の労働行政をとりまく環境を見ると、雇用面は有効求人倍率は1.2倍を超え、新規高校卒業者の就職内定率が20年ぶりの高水準となるなど、復興需要を背景に、改善基調が定着してまいりましたが、その一方で、事務職等では求職者数に比べて求人が少なく、建設業では逆に人手不足となるなどのミスマッチが続いております。

ただ、子育て世代の県外流出は減少傾向にあるとはいえた歯止めがかかったとまでは言えませんし、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業においては、原発作業員の労働条件の確保や健康管理が充分に行われているとはいえない状況が続いております。さらに、除染作業や復興工事などの建設作業における死亡災害の急増、賃金などの労働条件をめぐるトラブルの顕在化など、福島県の復興を進める中で、労働の分野でも問題は山積しています。

震災以降、福島労働局は、労働行政という限られた分野ではありますが、如何にすれば福島県の復興に寄与することができるのか、ということを常に考えながら行政を進めてまいりました。

そのため、本年度は福島第一原子力発電所や除染作業現場に対する定期的かつ重点的な監督指導の実施、復興工事における安全管理水準向上のための監督指導の強化、避難者の就労支援、新規高卒者の県内企業への就職支援、若い男女が働きやすい環境を提供する「子育てサポート企業」の推進などに取り組み、いずれも改善の動きが出ております。

平成26年も引き続き、これまでの施策をより充実させることで福島県の復興の一助となるよう、職員一丸となって努力してまいります。

貴会及び会員の皆様には、社会保障や労務の専門家集団として、福島県の復興に向け、県内で働く方々が安心して働くことのできる職場環境づくりのため、専門知識を生かした様々な事業活動に取り組んでいただいている、県民からも大きな期待が寄せられており、皆様のご尽力こそが、福島県内の労働者の労働条件の底上げから向上につながることは明らかです。

本年が福島県にとって復興が加速する明るい一年となるよう、貴会及び会員の皆様には、さらなるご貢献をお願い申し上げます。

本年もよろしくお願ひいたします。



新年のごあいさつ

日本年金機構

東北福島年金事務所長 星 善 作

平成26年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

日頃から、社会保険事業はじめ当機構の円滑な事業運営に格別なご理解とご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

福島県は、未曾有の災害である東日本大震災と原発事故が発生してから2年10ヶ月余りがたち、今なお、大変困難な復興への道のりを歩んでいるところです。被災された皆様が、一刻も早く日常の生活を取り戻されますよう御祈念申し上げます。

さて、公的年金制度は、高齢社会の進行と共に、国民生活にとって欠かすことが出来ない大変重要な制度となっております。一昨年、「社会保障・税一体改革」における年金機能強化法、被用者年金一元化法、国年法等改正法、年金生活者給付金法の4法が成立し、今年4月からは、基礎年金国庫負担2分の1を恒久化する年度を平成26年度と定めることや、遺族基礎年金を父子家庭にも支給すること、厚生年金、健康保険等の保険料を産休期間中も免除する等々の年金機能強化法が順次実施される予定となっています。

また、短時間労働者への社会保険適用拡大、高所得者の年金額調整、第1号被保険者の産前産後の免除等については、引き続き検討することとなっており、社会保障全体の議論の中で、年金制度改革に向けた議論も益々活発に行われることと思います。

こうした中で、公的年金制度を運営する日本

年金機構といたしましては、公的年金制度の意義や内容を国民の皆様に正しく理解をしていただくために地域年金展開事業を強化するとともに、当機構の基幹業務である適用、徴収、年金給付、相談等について、県内年金事務所と福島事務センターが一丸となって取組んでまいる所存でありますので、これまで以上の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本年が、皆様方にとりまして実りあるものになることをご祈念いたしまして、ごあいさつとさせていただきます。





新年のご挨拶

全国健康保険協会福島支部（協会けんぽ）

支部長 中 西 勉

新年あけましておめでとうございます。

福島県社会保険労務士会ならびに会員の皆様には、日頃より協会けんぽにおける健康保険事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊協会の設立から昨年10月で丸5年が経過しましたが、この5年の間に医療保険制度を取り巻く環境は大きく変化してきました。少子高齢化の急速な進展、経済の長期低迷等の様々な社会環境変化、また他方では医療技術の高度化、質の高い安心な医療へのニーズの高まりから、健康保険料率の上昇に歯止めがかからず、公的医療保険制度の持続可能性への懸念が増大しております。

弊協会における平成25年度の保険料率は、前年度の準備金を切り崩すことで据え置きとはなりましたが、弊協会の抱える赤字財政体質に変化はなく、依然として大変厳しい状況が続いております。平成26年度の保険料率についても、平成25年度と同率として2年連続で据え置くことができる見通しですが、現行の協会けんぽに対する財政特例措置は平成26年度で終了し、それ以降の姿が見えない状況です。

このような状況の下で私たちは、加入者、事業主の皆様の厳しい現状に鑑み、一刻も早く弊協会の財政基盤の強化の実現に向けて、本年も国会議員を始め、各関係方面への働きかけに努めてまいります。

また、昨年6月に政府の閣議決定の中に盛り込まれた「日本再興戦略」では、健康寿命の延

伸された社会、すなわち「健康長寿社会」がこれから日本の日本社会にあるべき姿とされました。健康寿命とは、介護を必要としたり病気で寝たきりになったりせずに、健康で自立した生活を営むことができる期間です。健康寿命の延伸は弊協会福島支部にとっても大きな目標の一つです。福島県における心血管系疾患の罹患率は高く、急性心筋梗塞による死亡割合は男女とも全国第一位であり、脳疾患による死亡割合は男女それぞれ全国第五位、全国第一位と不名誉な順位となっています。健康への第一歩は、自らの健康度を正しく理解することから始まります。より多くの方に健康診断を受診していただき、健診結果に基づく生活習慣の見直しから、福島県における生活習慣病予防、健康寿命の延伸を実現させたいと存じます。

新年にあたり、いま一度ご自身の健康について見つめ直してみてはいかがでしょうか。皆様の健康寿命の延伸に向け、福島支部職員一同、全力で取り組んで参ります。本年も皆様のご指導ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

皆様にとりまして新しい年が健やかで飛躍の年となることをご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

平成25年度 臨時総会の報告

広報委員長 長 倉 克 巳

平成25年12月16日（月）、郡山市「ビッグパレットふくしま」において臨時総会が開催されました。以下、経過を報告します。

平成25年9月、宴席において男性会員（当時：いわき支部支部長・理事）が非違行為を行ったため、被害届け・逮捕・刑事裁判に至りました。その間、県会では二つの動きがあります。

一つは、懲罰委員会が設置され、関係者の聞き取り調査や審議が行われた結果、理事会に対して「1年間の会員権の停止」が提案されました。

二つ目は、該当会員から「理事辞任願い」が理事会に提出されました。①事件の重大性、②社労士制度信頼への悪影響、③今回の事件に対して県会の対応が社会的に問われていることを考慮するならば、「理事辞任」ではなく「理事解任」であるべきと、理事会で全員一致の結論に達しました。ただし、「理事解任」は総会での決議（会則第19条）が条件となるため、臨時総会の開催となりました。やはり、異例の開催と言わざるを得ませんでした。

臨時総会の採決結果は以下の通りです。

議決権数 232名

（出席45名、委任状者187名）

採決の結果 反対 1名

賛成 231名

（出席者54名、委任状者177名）

過半数117名であり、賛成多数により該当会員の「理事解任」が可決されました。また、理事会において、臨時総会終了時より「1年間の会員権の停止」が決定されました。

臨時総会の最後に、金子昌明県会長の次のような談話の中で、「今、福島県社労士会は社労士業務や社会的活動を通じて信頼の回復に努めなければならない状況に立たされています。それには、県会はもちろんですが、会員の皆様と連携しながら県全体で取り組んで行く必要を感じております。（要旨抜粋）との強い危機感を表明されています。



議長団：佐藤光一会員、菅野隆会員

質問等





平成25年度 第2回研修会（午前の部）を受講して

鈴木 慎太郎（相馬支部）

平成25年11月29日（午前）に、ホテルリステル猪苗代において、福島県社会保険労務士会平成25年度第2回研修会が行われました。

研修会は、二部構成で行われ、前半は、会津支部菅沼恒博先生による「精神疾患による障害年金」、後半は、福島支部宍戸宏行先生による「がんによる障害年金」という内容で行われました。

前半の菅沼先生による「精神疾患による障害年金」では、事例を示していただきながら、基本的な障害年金の手続きの仕方、診断書を作成する上での注意点等を新人社労士でも理解できるよう丁寧にご指導いただきました。

中でも、広汎性発達障害の障害年金請求に係る「代理人の申立書」の作成方法は、非常に参考になりました。広汎性発達障害は、知的な遅れを伴うことがありますので、障害年金請求の「初診日」の確定には慎重な取り扱いが必要となります。菅沼先生の説明によると、社労士が作成する「代理人の申立書」の内容が、「初診日」を決定する要因の一部となり、その決定した「初診日」により、「国民年金の20歳前障害年金の請求」または、「障害厚生年金の請求」のいずれかで請求することになるとのことでした。請求する年金制度が異なれば、当然に、支給開始月・年金受給額が異なってきますので社労士の手続方法によって、依頼者が受ける年金額が異なってしまうことになります。法律を犯して有利な方を選択することは許されませんが、依頼者の方々が有利になるように手続きをするためには、日々研鑽し手続き能力を高める必要があることを痛感させられました。

後半の宍戸先生による「がんによる障害年金」では、実際のケースにおける障害者年金請求の流れに、がんによる障害年金請求のポイントを織り交ぜながら、分かりやすくお教えたいた

だきました。

その中で、がんによる障害年金請求に係る診断書の取り扱い・作成方法については、非常に参考になりました。一般的に、がんによる障害年金請求に使用する診断書は、「他の疾患による障害の診断書（様式第120の7）」を使用しますが、場合によっては、がん発生部位におけるそれぞれの内部障害の発生により申請診断書を決定することも必要であることをお教えいただきました。また、診断書を作成する上での注意点として、必ず医師に記入していかなければならない項目（時には、医師に記入するようお願いすることも必要）について、記載漏れがあった場合、年金事務所から差し戻されるので注意が必要であること等を教えていただきました。

宍戸先生のお話を聞きして、機械的に障害年金の手続きを行うことは出来ず、様々な点に気を付けて、慎重に手続きを行わなければならないことを学びました。

日本の年金制度は非常に複雑になっており、専門家の手助けがないと円滑な手続きが出来ないという現状があります。開業し間もない私は、諸先輩方のように円滑に実務を行うことは出来ませんが、研修会等を利用させていただき、障害者の方々の役に立てる社労士を目指し努力していきたいと思います。



講師：菅沼恒博会員



講師：宍戸宏行会員



北海道・東北地域協議会主催 東北南部3県労務管理研修会を受講して

管野 泰寛（福島支部）

平成25年11月29日に、東京大学社会科学研究所教授でおられる労働法制で有名な水町勇一郎先生の講義を受講できると伺い、非常に楽しみにしておりました。

今回講義を受けさせて頂き、様々な角度からの現在の労働法制と今後の労働法制に関するお話をから得るものが多く、充実した時間となりました。

現在の労働法制では、まず基本となる3つの内容である、労働契約法改正による有期契約労働者の不安定さと待遇の改善として、無期労働契約への転換（18条関係）・有期労働契約の更新等（19条関係）・不合理な労働条件の禁止（20条関係）・更新条件の明示（15条1項関係）の再確認、労働者派遣法改正では派遣労働者の保護内容の再確認を、高年齢者雇用安定法改正では定年と雇用促進について再確認させて頂き理解を深めることができました。

障害者雇用促進法改正については、障害者権利条約への対応の方法の具体的な内容や、精神障がい者を法定雇用率に加えるにあたって雇用義務自体は発生しないことや、対象となる障がい者をどのように決定するか等の考え方を可能性の視点も含めて学ばせて頂きました。

労働者派遣法改正の動きでは、現在ある有期雇用派遣・無期雇用派遣の業務区分の廃止の考え方とその弊害についての論点、常用代替防止策の考え方と問題点、その他の検討措置についての見識を深めることができます。

これからの論点では、労働時間規制の見直し

として管理監督者や裁量労働制の適用をどのようにしていくか、長時間労働への対応の考え方、および、解雇制度の今後についての動きを掴むことが出来ました。

全ての内容が興味深く参考になるものであり、滅多に受講できない水町先生の講義を受講させて頂けたことに深く感謝致します。

社会保険労務士は労働法・労務管理の専門家であり、同時に企業（特に中小企業）に一番身近に寄り添える存在です。私の現在の主業務は障害年金ではありますが、労務を疎かにするつもりはありません。今回水町先生の講義を受講させて頂いたのも、最新のものを学び常に研鑽を怠らないようにするためです。また、より現実に即した内容を学ぶため、特定社会保険労務士の特別研修および紛争解決手続代理業務試験も行っております。現在の主業務が障害年金であることは変わりませんが、労働法・労務管理においても企業や個人から信頼を得ることが出来るようこれからも研鑽を続けて参ります。



講師：東京大学 水町勇一郎教授



地協主催3号業務研修会 (11/1~2) を受講して

塙 原 千賀子（郡山支部）

平成25年度北海道・東北地域協議会主催3号業務研修会が盛岡市で行われ、福島県会から8名が参加しました。以下2日間の研修内容を紹介したいと思います。

1日目第一部、原昌登成蹊大学法学部教授による「最近の裁判例から考えるこれからの労働時間管理」は、労働時間の概念を確認後、①旅行派遣添乗員の事業場外みなし労働時間制の適用が否定された阪急トラベルサポート事件、②定額残業性において、時間外手当込で定めた基本給以外に割増賃金を支払わないことが違法とされたテックジャパン事件、③医師の週日直勤務が労基法41条3号の断続的労働に当たらないとされ、また宅直勤務が労働基準法の労働時間に当たらないとされた県立奈良病院事件、が紹介されました。事案の概要、判旨のポイント、裁判例から学ぶべきこと、社労士の実務での取り組み方が分かりやすく解説され、聞く者を惹きつける教授の話し方は、まるで教室で講義を受けている学生に戻った感覚になり引き込まれました。

1日目第二部、臨床心理士として医療に従事されている藤井由里氏による、うつ病等により休職している労働者及び事業場に対して「事業場が抱える課題と職場復帰支援に必要な視点」では、職場復帰支援が難しい事業場の現状と、「職場復帰支援の手引き」の紹介、手引書を作成するにあたっての検討・留意事項の説明が行われました。「職場は働く場所」という大原則を基に、復帰後の労働者については業務遂行レベルに着目した対応が必要であり、復帰時点で「完全な復帰」を目標に置くことは現実的でないこと、そして職場復帰後の処遇・職位の変更等に関する規則規程については社労士との連携が必要であることが語られ、メンタルヘルス対

策が周知になるまでは、まだ多くの課題が残されていると感じました。

2日目第三部、高木隆司社会保険労務士による「年金相談に活かす最近の制度改正のポイント」では、遺族基礎年金の父子家庭への支給開始と未支給年金の請求権者の範囲拡大（26年4月施行）、受給資格期間25年から10年の短縮と被用者年金一元化（27年10月施行）、平成27年までの3年間での特例水準（2.5%）解消、の説明がありました。事例として、60歳時に25年の受給資格期間に満たない男性が、61歳で退職後に任意加入を勧められ手続きをしたが保険料は未納のまま14ヶ月後に死亡した。結果として妻に遺族厚生年金が支給されなかった実例が紹介されました。任意加入を勧めたアドバイスが適切であったかなどを含め、今後の改正を見据えた相談対応がいかに重要であるかを痛感しました。

2日目第四部、浅井隆弁護士による「問題社員の法的実務対応」では、問題社員を勤怠不良・労働能力欠如・協調性欠如・企業ルール違反行動・セクハラパワハラ・私生活上の問題行動・メンタルに類型化した対応の仕方が説明され、「余剰人員への対応」として、希望退職の募集・企業の都合による個別の退職勧奨・整理解雇・雇い止めを挙げて実施の手順が示されました。又、問題社員と対応する過程で隨時残しておきたい文書（指導書、注意書、警告書、報告書）が、配布されたレジュメの後半に添付され、現場で培ったノウハウを提供して頂きました。

この2日間で4人の講師の方々の熱い講義内容に触れ、新たに知識を深めることができました。主催された岩手県社労士会の皆様に感謝を申し上げ、今後の業務に活用して行きたいと思います。



年金・労働総合相談所研修会を受講して

船岡三男 (会津支部)

昨年10月11日に年金・労働総合相談所主催の研修会「最近の労働判例・事例について」を受講しました。講師の安西法律事務所の弁護士木村恵子氏が、高年齢者雇用安定法関連・メンタルヘルス関連を中心に、豊富な資料を使って、タップリ2時間半の講義でした。前に在籍していた兵庫会でも何回か判例を中心とした研修を受けたことがあります、日頃判例を読む機会のない私にとっては、ある程度まとめて判例の動向について勉強できる貴重な研修となりました。さらに今回の研修会は、10月2日に開催された福島県会第1回研修会で川人博弁護士の「精神疾患をめぐる労災認定と実務」の講義を受けた直後でしたので、経営者側、労働者側の双方の弁護士から話が聴けることにも興味がありました。

今回の研修の資料にあるように、判例には「上告人の能力、経験、地位、被上告人の規模、業種、被上告人における労働者の配置・異動の実情等及び難易等に照らして」とか「ある業務に従事する特定の労働者の性格が同種の業務に従事する労働者の個性の多様さとして通常想定される範囲を外れるものでない限り」等、非常に抽象的な表現や基準が不明確なものが見受けられます。一方、労働契約法が制定されたとは言うものの、労働関係法は戦後まもなく制定されたものが多く、その後の社会経済状況の変化による現実と法の規定とのギャップは大きく、そのギャップをカバーするのが判例であり、労働法の分野では特に判例の役割は大きいと言われています。従って、判例を読む場合には、判決の前提となった具体的な事実との関係に十分注意しながら読まなくてはいけないということ

になるのだろうと思います。

ところで、私たち社労士が顧問先から例えば「このケースでは解雇しても大丈夫か」と尋ねられても、実際は裁判になってみないとわからないというのが本音だと思います。実際の裁判例でも、総合的に判断した結果、解雇は有効又は無効と結論は出されていても、必ずしも解雇が有効か無効かの具体的基準が示されている訳でもなく、判決について事前の予測可能性が低いというのが実情です。とは言っても、私たち社労士は、現場における経営の実情、労働者の従事の実態等について具体的な事実を把握できる最も近い位置にいる専門家として、裁判になるような事件の防止、更に進んで職場内のトラブル予防のため、顧問先に必要な提案ができるよう専門知識と実務に精通すべく研鑽を積む必要があるのだと思います。機会があったらまた労働判例に関する研修に参加したいと思います。

なお、余談ですが、私が今回ちょっと期待した過労死問題に関する経営者側と労働者側のバトルトーク的な場面は、時間がタイトのためか残念ながらありませんでした。





社労士会労働紛争解決センター 福島研修会を受講して

細 谷 克 則 (いわき支部)

平成25年12月13日、コラッセふくしまで行なわれた標記研修会を受講させていただきました。

平成22年2月24日に開設された社労士会労働紛争解決センター福島の趣旨、あっせん手続等について理解を深めるのが、研修の目的でした。そのため、受講者は、あっせん委員候補者、年金・労働総合相談所の相談員等に限られるのではないかとの予想もあったようですが、当日は40名以上の受講者があり、会員のあっせん制度に対する関心の高さが覗えました。

第一部は、「社労士会労働紛争解決センターの趣旨とあっせん手続について」講師は、センター長の渡部弘志会員でした。センターの趣旨、あっせん手続の概要、各規程の説明、年金・労働総合相談所等との連携、社会保険労務士法関連条項の確認等、盛りだくさんの内容でした（資料だけで100P以上）が、55分という限られた時間の中で、手際よく説明していただき、大枠を把握するのに大変役立ちました。

第二部は、「事例を踏まえた個別労働紛争のあっせんについて」講師は、福島労働局紛争調整委員の鈴木正美会員でした。まずは、あっせん委員の心構えについて、具体的な説明がありました。「公正さの保持」「秘密の保持」については、当事者との接触の際は勿論、代理人や別件の相談者との接し方についても、神経を使う必要があることがわかりました。次に、実際に経験なさった事例を幾つか提示してくださいましたが、守秘義務との関係で、制限がかかります。事例を通じて、私が感じたのは、あっせん案には、型がないのではないかということ。様々な当事者がいて、いろんな紛争状態があり、正解は1つではないのです。人によって、価値

観も優先順位も求める内容も違う。だから、公式など存在しない。あっせんに関わる者は、その認識が必要です。では、どうすればよいか？経験、知識、スキル、ノウハウ、反射神経、傾聴姿勢、あらゆるものを総動員して、対峙するしかありません。気を付けたいのは、あっせんとは、白黒つける場ではないということ。論理的な正しさだけ強調するのではなく、当事者の心情に寄り添うことも重要だと感じました。

第三部は、「他の手続との比較とあっせん手続の活用について」講師は、弁護士の菅野晴隆先生でした。「あっせん」の定義とその特徴、「調停」や「仲裁」との違いを分かりやすく説明してくださいました。次に「あっせん手続の有効活用について」と題して、目指すべき和解の内容、事前の相談時の説明や申請までのサポートの重要性、広報活動の見直しと研修や啓発活動の充実化の重要性を指摘なさいました。

センターの活用は、年に数件しかないという事実も、この研修で知りました。実績を増やすには、無料で利用できる労働局のあっせん制度との差別化を図る必要があると思います。例えば、平日や昼間だけでなく、土曜・日曜や夜間の実施を検討するのも1つです。せっかく開設されたセンターと制度ですから、会員全体で盛り上げていけることを願っています。



講師：鈴木正美会員



講師：菅野晴隆弁護士



倫理研修を受講して

國 嶋 雅 志 (福島支部)

去る平成26年1月20日、郡山市の「ビッグパレットふくしま」において、「福島県社会保険労務士 平成25年度 倫理研修」が開催されました。社会保険労務士としての「職業倫理とは」と研修を受ける事前に考えてみると非常に根本的な問題であり、答えは明瞭でありながら、非常に奥が深い問題なのではないかと感じました。今回の倫理研修を受講し、社会保険労務士として当然に持つべき「職業倫理」を表層的なものではなく、今後、社会保険労務士として如何にあるべきかを考えるにあたり、多様な知識を得たいと思い、研修に臨みました。

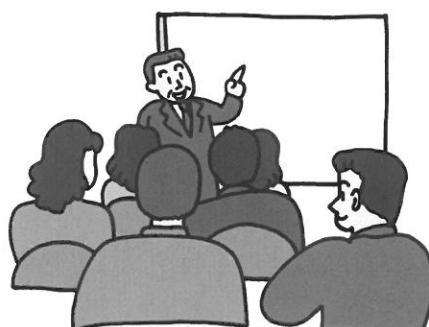
まず初めに、武田昌之業務委員会委員長による「社会保険労務士の職業倫理等の解説」の講義でした。「倫理」とは何か及び職業倫理保持のための取り組みについて、短い時間ではありましたが、倫理を考える上で、基本的でありながら、核心的な事を学びました。

次に、グループディスカッションということで、少人数のグループによる説例問題の討議を行いました。説例は、社会保険労務士業を活動する際に、起こりえる事例であり、確定した結論や正解があるものではありません。勿論、研修に参加された先生方は職業倫理を意識し、日常業務に行っておられるところで、設問事例に対する最終的なグループとしての考え方の相違はありませんでしたが、普段においては意識をしながら、議論をする機会が少ないので、色々な先生方の見解を拝聴することができ、考えさせられる部分が多くあり、良いグループ

ディスカッションになったと思います。

最後に、吉田昌樹業務委員会副委員長による「事例（説例問題）解説」の講義があり、倫理においては、各個人それぞれの考えがあることを踏まえたうえで、倫理的な考え方の説明があり、社会保険労務士としての職業倫理を深く認識する機会を得ることができました。

現在の社会保険労務士の地位は、多くの諸先輩方の努力の賜物であり、その地位を維持向上させるためには、社会保険労務士が高い職業倫理意識を持つことが重要であると痛切に感じました。今回の倫理研修を通じて、私自身は、開業をして間もない身ではありますが、社会保険労務士として日常業務をする際に、当然持つべき「倫理」というものを改めて考える機会を得て、社会保険労務士として職業倫理をより一層高め、社会の要請に応え得る社会保険労務士になれるように、改めて意識する良い研修になったと思います。



高校生支援セミナーを経験して

榎 田 哲 士（会津支部）

向寒の平成25年11月11日、相馬農業高等学校における高校生支援セミナー講師として、高校生を前に2時間に渡る講義を行った。今年度はセミナー希望校の少ない中で立候補をさせて頂き、貴重な経験を積む事が出来たことにまず感謝したい。というのも、前職において通信制高校の講師として5年間勤務し、進路に関しても大きく関わってきた経験が私にはある。自身の職歴を労務士として活かせる可能性をこのセミナーに感じていたため、どうしてもやってみたかったという思いが開業当初よりあったからだ。2年前の自分と今の自分を重ねながら、会津より霧の降りしきる土湯峠を越え、福島市へと向かった。

御校は震災のため現在はサテライト校として、福島県立明成高等学校内に校舎を構えている。到着すると、本校の先生方が温かく迎え入れてくれた。時刻はまだ昼休みの最中であったから、生徒達の楽しそうな声が校舎一杯に広がっている。何だか懐かしい気持と正直寂しさもあった。担当クラスの阿部先生はとても温厚な方で、年齢も近く短い間ではあったが会話も弾んだ。チャイムが鳴り教室へ向かう途中、先生が「仮設校舎は初めてですか？」と尋ねてこられた。「はい。新しい匂いがして、居心地がいいです。」と私。すると、「私はこの校舎の階段が広くて気に入ってるんです。生徒達は皆元気にやってますよ、本当に。今日はよろしくお願ひします。」

教室の扉の前に立ち、少し緊張しながら中へ

と案内される。20名位の生徒たちの眼光を集めながら、教壇の前に立ち、通常の授業と同様に起立の号令から講義が始まった。社会保険労務士としてそこに立っている事に違和感を感じながらも、自己紹介から本題の講義へと入っていった。労務士会にご準備いただいた冊子を元に話を進めるのだが、本誌は漫画を絡めながらの構成となっており、読みやすく子供たちの反応も良かった。漫画の内容もストーリー形式となっており、こちらとしても説明がし易かった。とはいって、労務に関する内容の理解は高校生にとって若干難しい部分もあるように見受けられた。時に複雑な表情を見せる生徒もちらほら。しかし、真剣な眼差しは終始絶えることはなかった。嫌いな言葉だが、震災後3年目を迎えた今日、共に我が国の柱となっていく彼らの眼は確実に未来を見据えていたと感じている。現職の立場で、微力ではあるが彼らの役に立てればという思いから、何とか講義を終える事ができた。最後は、生徒代表の方よりお礼の言葉を頂き、温かい拍手を受け、御校を後にした。

人は何かに翻弄され続けるものと聞いたことがある。受け入れがたい何かに直面し、それでも前に進もうとしている人達が今の我々ふくしまの身近にはあり、それぞれの姿もある。労務士としてこの獣道、地に足を着け前に進む勇気を彼らに貰えた事には、心から感謝している。霧から雪にうつりし帰り道、会津の冬はかくも長きと。

「退職・社労士会セミナー」を実施して

年金労働総合相談所

所長 宍戸宏行

社会保険労務士会（以下「本会」という）は、昨年12月11日（水）年金・労働総合相談所（以下「相談所」という）が主催となり、「退職・社労士会セミナー」を実施しました。

これは、「街角の年金相談センター福島」（以下「街角センター」という）が共催という形をとり、一方では、街角センターの広報と来客増加を狙い、企業向けセミナーとして昨年度（平成24年9月6日）初めて開催したところです。

企業の総務・人事担当対象者向けに、退職時の健康保険の手続き、退職後の国民健康保険への手続き、在職中の給付（傷病手当金等）から退職後の手続きなど退職時、退職後の医療保険一般についてのセミナーをおこなったところです。また、一昨年に引き続き、セミナー終了後、約1時間程度の無料相談会も大変好評をいただきました。

参加者数としては、昨年度は、32社45名、今年度は、12月開催のためか、23社32名と若干減少しましたが、企業としては、様々な業種から参加しており、参加者も人事担当者、あるいは、社長自らといった関心の高さを示しているところです。

今年度は、相談所に寄せられる内容がメンタル不全に関するものが多く、第2部（社労士会セミナー）では、「職場のメンタルヘルス対策について」の演題で、本会会員で、会津中央病院救命救急センター所属、心療内科医師の村山浩之氏より講義を行ったところで、講演終了後も直接個別の相談が2件ほどあり、こちらも好

評をいただきました。

ちょっと話はそれますが、相談所に寄せられる内容は、特に深刻なものが多く、年金については、障害年金に関するもので、とくに精神障害の相談がかなりの数を占めております。障害年金については、請求に結び付くまで専門的な知識も要求され、当人一人ではなかなか請求が難しいのが現状です。本会では、ホームページの会員名簿の中で、障害年金等を得意分野にしている会員がわかるように掲載していますが、同時に本会が運営している街角センターには、昨年11月5日に障害年金専門ブースを設け、複雑な障害年金請求について、時間をかけて丁寧な対応ができるようコーナーを設けました。多くの相談者の来訪を期待しているところです。

また、労働問題についてもすでに様々な機関で、相談をしてきており、当人が納得いく回答を求めて、複数回の相談に及ぶものも散見されております。メンタルヘルス不全をはじめとする、セクハラ、パワハラなどのハラスメントの相談など、複雑な人間関係にストレスや悩みを多く抱えての相談が激増しています。

以上の様な現状を踏まえ、また今年度実施した「退職セミナー」のアンケートも参考にしながら、次年度についても、事業として継続していく計画です。同時に退職後の医療保険、年金給付・手続きの基礎知識に加えて、相談所に寄せられる相談内容も踏まえ、今年度実施したような、「社労士会セミナー」も開催したいと考えております。

会員の皆様からも、セミナーとして実施したいテーマがありましたら、事務局まで連絡いた
だくようお願いをして、実施報告にかえさせて
いただきます。



社労士会セミナーの様子

街角の年金相談センターの取組み

街角の年金相談センター福島

運営部長 金子昌明

街角の年金相談センター福島は、平成22年1月開所以来4年を経過し、今年3月で日本年金機構と連合会との現在の契約が満了となるため、契約更新について協議されています。更新されることはほぼ確定していますが契約の詳細について、現在話し合われている状況です。

懸案であるセンターの相談件数は、平成25年度からの特別支給の老齢厚生年金の受給開始年

齢引き上げなどの影響もあり、12月までの1ブース1日当たりの平均件数は7.2件と前年度同様、全国でも低い水準で経過してきましたが、12月よりやや増加傾向が続き、1月も好調な数字が続いています。

相談ブース数の見直しについては現在、日本年金機構の窓口ブースの設置基準を下回っていますが、平成26年度は年金法改正施行等で相談



者の増加が見込まれるということで、ブース数の見直しは行わず、現状のままということになりました。

センターの当面の課題として、相談件数を増やすということが上げられますが、まずセンターの存在を地域の皆さんに知ってもらうということが大変重要なことですので、効果的な広報・宣伝をどのようにすべきか、運営委員会で協議し、新たに次のことを実施してまいりました。

- (1) センター周辺自治体のホームページへの掲載
- (2) センター内に福島養護学校等の生徒の作品を展示及びその広報
- (3) 障害年金専用ブースの開設（11月5日～）及び広報

正面入り口案内（縮小版）



- (4) 福島リビングの取材協力、記事掲載
- (5) チラシ、ポスターのリニューアル及び配付（福島銀行、中合、イオン等）

- (6) 新聞への折込広告（1月26日14万部）

これらの広報・宣伝の効果が少しづつ現れはじめており、これらを基盤に地道な努力を積み重ね、社労士会の運営の特色である国民の目線、立場に立って、年金の権利擁護を図り、じっくり話を聞いて親切、丁寧、わかり易い説明で対応していくれば、必ず相談件数も増加し、社会保険労務士への信頼向上へつながると考えています。

もう一つの課題である社労士相談員を養成し、増やしていくという課題は社労士会が運営している特色を出すためには絶対条件となりますので、今年度も年金相談実務者研修を実施し、センターで相談員として活躍できるよう研修してまいります。

また現在センターで相談に当たっている相談員の皆さんについても、研修を充実させ、国民目線でより質の高い相談が実施できるよう取り組んでいく所存です。最後に会員皆さんには、年金手続きについては街角の年金相談センター福島をご利用いただくよう、よろしくお願い申し上げます。



日日是好日？ (にちにちこれこうじつ)

大原百合（郡山支部）

平成26年も来た！と思ったらあっという間に過ぎていくような気がする今日この頃です。人並みに今年の目標とやらを立ててみたものの…という次第です。

そんな中でこれは！と思っているものがひとつある。「お茶」である。いわゆる「茶道」というモノ。足かけ10年、通っては中断、中断しては通いを繰り返し今年こそはと秘かに思っていたりする。趣味は？と問われれば迷いなく「読書」。それに「お茶」と言えるだけの自信をもちたい！ただそれだけの理由である。

お茶との出会いは今を遡ること10年前、20歳の頃、行儀作法の一環として門を叩いたのが始まりのような気がする。一緒に始めたお花は早々に見切りをつけた？つけられた？かして撤退したもののお茶は何となく今に至っている次第である。

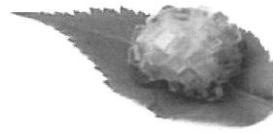
ただ月数回程度の稽古では、ショットの手順を間違える。手が止まる。足はしごれる。「なんでこんなことするんだっけ？」とわけのわからないことも多く、作法は非常にややこしい。おまけにいつまでやれば、すべてがすっきりわかるようになるのか見当もつかない。「道」というだけありエンドレスなものだということはわかってはいるが。それにしてもである。ひとすら基本のくりかえし。師匠は絶対。どこの世界だよ？位の年功序列？等々。

季節に合わせた作法。それに合わせた道具、配置、所作。問答。稽古中はメモ禁止。なるほど。覚えられない理由がいっぱい。『継続は力なり』さすがに昔の人はいいことをいう。と実感することしきりである。

いずれにしても「道」と名のつくもので「す

ぐわかるもの」は少ないのではないかと思う。どちらかというと「すぐわからないもの」が多く、何度も行き来しつつ少しづつ「何か」になっていくような気がする。そしてなんとなくわかっていくうちに自分が見ていたものが全体の中のほんの一部だったんだなと気づくような。

いつまで経っても全体の中の一部で右往左往している身としては先の長い話であるが。よし！今年はしっかり稽古に出、正座をし心を落ち着けおいしい和菓子を頂こう。作法は二の次。だからいつまでたっても成長しないのかもしれないが楽しみは必要。そこで「何か」を見つけることができたらなお可である。日々これ好日と思えるよう過ごしていきたいと思うのはまごうことなき本音である。



次回は郡山支部の金山圭子さんの登場です。関西出身、三春在住。なんでやねん？というところですが社労士V等に連載を持つ受験指導のエキスパートです。よろしくお願ひいたします！

「情報・一番」

「会報ふくしま」の編集会議で、「3.11災害から間もなく3年です。私たち、福島県の社労士はこの災害にどのように取り組み、何を感じたかを具体的な現場の経験を記録として残すべきではないか。」との提案がなされました。各支部から原稿を持ち寄って頂きそれを編集しました。

後半は、話題がガラリと変わります。何名かの会員から「御代田会員（郡山支部）のカラアゲの話をぜひ聞かせて」とのリクエストに応えまして、御代田会員に登場願います。

パート① 3.11 東日本大震災に対峙する福島県の社労士

パート② 唐揚げ、しりそめし頃に

パート①

3.11 東日本大震災に対峙する 福島県の社労士

「避難者兼社労士」として

佐 藤 紳之丞（いわき支部）

震災から3年が経とうとしていますが、自宅兼事務所が福島第一原子力発電所から3kmほどのところにあるため、現在も避難者兼社労士として、なんとか業務を行っています。

業務といっても、避難当時はこのような状況になるとは思ってもいなかったため、パソコンや資料等を何も持っていないこと、顧客の避難状況も解らず何もできない状況でした。4月に入り会津若松市のホテルにお世話になり、家族4人で8畳1間とはいえ、避難所の体育館から思えば、他人

に気を使わず生活できることを嬉しく思いました。徐々に顧客と連絡が取れ始め、少しづつ業務をできるようになりました。

顧客は福島県内各所や新潟、埼玉、群馬、東京等様々に避難しており、顔を合わせることはできませんが郵送やFAX（避難先ホテル）で何とか業務再開し、7月に借上住宅に移ってからは顧客を訪問することも可能となり震災時の状況やその後の避難生活をお互いに確認しました。併せて6月からは会津労働基準監督署で相談員として雇用していただきました。生活にリズムがで

きて避難者からの脱却を考えないといけないと感じました。

業務は以前からの顧客とその紹介に限って依頼を受けるようにしていますが、内容は震災前とは違って、社会保険料や労働保険料の免除、除染や東電賠償なども相

談を受けるようになり戸惑っています。

現在も会津に避難中ですが、社労士会会津支部の皆さんにも大変お世話になり、また、福島県会や支部からもお見舞いをいただき、誠にありがとうございました。

この地に留まる事の選択

荒 明 健 (いわき支部)

あの日は、事業所からの帰り道震災にあり、6号線を走行していました。道路が寸断され走行不能となり、山側に避難して自宅までたどり着きました。海側を走行していたら、と考えると、今頃は…。ゾーッとします。

震災直後から休業や、社員が離職を余儀なくされ、情報が錯綜し混乱をきたしたため、勉強会や、社労士会主催の相談会に参加したり、同時に、雇用・社会保険の手続きなどで、週に1、2度、避難先の猪苗代から事務所へ通うことになりました。地元で書類を預かり、避難所で、書類を作成し、会津若松のハローワークで手続きをするという日々が3ヶ月ほど続いたように記憶しております。その時は会津若松のハローワークのみなさん、会津地区の社労士の皆さんに大変お世話になりました。とても感謝しております。

その後、さすがに遠方を往復するのも大変で、妻を猪苗代に残し、自分は地元に戻ることにしました。

この時期は将来のことが考えられず、原発事故の後遺症に怯えながら目の前に飛び込んでくる仕事をとにかくこなす毎日でした。

もうすぐ、震災後3年になりますが、除染を含め、復旧・復興の展望は見えていません。

当地は原発事故という、大きなたんこぶができてしまい、現実問題として、この地を原発事故の前に戻すことは不可能だと思っております。

しかしながら、過去に起こったことをどうこうしても、過去を消すことはできません。

若年者は避難し、高齢者だけが残りこの地は将来どうなるのか想像もつきませんが、今は、「ピンチをチャンスととらえ」、どこまで行っても企業は自助努力、企業家自らが道を開いていくしかないと思います。私はこの地に命ある限り留まり、一歩一歩着実に道を切り拓いていきます。

故郷の復興のために！震災翌日からの仕事復帰

広報副委員長 蓬 田 信 一（相馬支部）

徹夜で書いた離職票

震災後、顧問先より離職票の依頼が殺到しました。中でも会社が津波により全壊し、タイムカードも賃金台帳も会社の印鑑もすべて失ってしまった会社が多数ありました。顧問先の社長さんは、自分自身は私財をすべて失ってしまったのにもかかわらず、とにかく従業員が優先だからとおっしゃります。何とか手段を考え、税理士さんに年末調整の資料があれば教えて頂き、本当に何もなければハローワークと相談しながら推測で記載しました。余震に怯えながら、万が一にもある大津波がきても大丈夫な高台にある妻の実家に避難し、いつも任せっきりだった離職票をひたすら妻と2人で徹夜をしながら書きました。出来上がるとハローワークで社長と従業員の方々と待ち合わせをします。会社印が無い場合は社長の直筆のサインを頂き、ハローワークに提出し、その場で従業員の方々に離職票をお渡しする。そんな日々が続きました。今ではほとんどの会社が復興しています。

避難所での遺族探し

震災翌日に訪れた役場にて、顧問先の役員さんと話している最中に、その事業所の作業服を着た遺体が見つかったという悲報が入ってきました。今後の手続きもあるので是非一緒にいて来てほしいと心細い声でお願いされ、遺体が仮で安置されている

場所へ向かいました。遺体は作業服を着ており外傷は見当たりませんでしたが、手を高く上げている状態でした。その遺体は、同級生でした。

悲しむ暇もなく、ご家族にお知らせしなくてはならないと思い、震災翌日で誰がどこに避難しているか分からず、一ヵ所ずつ役員さんと一緒に訪れ、一部屋ずつ「○○さんのご家族はいらっしゃいませんか？」と捜し歩きました。誰も見ていない。ご両親が家に戻る姿を見た。そんな情報は掴めました。数日後に分かりましたが、福島市に住んでいるお兄さんを残し、ご両親、もう一人のお兄さんの4人がお亡くなりになっていました。

亡くなった後の手続き等で、ご連絡する際に、自分は家族子供が全員無事であることに對して、大変申し訳ない気持ちになりました。開業してからの仕事で一番辛い仕事のひとつです。

報酬はお見舞金です。

震災後ですが請求した報酬を頂かなかつたお客様があります。宿泊業を営んでいたお客様の建物は3階部分まで津波が押し寄せ、壊滅的な被害を受けました。少し落ち着いた2週間後に自宅にお越し頂き、被害状況をお聞きしました。お支払していない報酬に関しては、必ずお支払いしますとのお話をしたが、頂けませんでした。「そ

れは、お見舞金として取っておいてください。」そのようにお答えしました。

また、大津波により奥様を亡くされたお客様があります。約1ヵ月後に発見され、ポケットに会社印が入っていたことにより、身元確認がされたそうです。社長は奥様にお支払いを任せっきりだったので、「きちんとお支払しているか？」とお話を頂きました。奥様はしっかり毎月決まった期日に御支払頂いておりました。今回の分は、

亡くなった奥様に対して感謝をこめて、お支払は結構です。会社の復興のためのお見舞金だと思ってください。そのようにお話しさせて頂きました。

どちらの会社も現在は操業されておりますが、完全な復興にはもう少し時間がかかりそうです。仕事なのだから報酬は頂く、という考えもあります。しかし、自分ではこれで良かったのだと納得しています。

震災から3年…社労士として残しておきたいこと

広報委員 北 目 純 子（福島支部）

当時のメーリングリスト（ML）がまだそのまま残っていたので開いてみた。福島市は4日間の停電と1週間ほどの断水であった。メールは被害の状況から始まった。福島支部の限られた人数であったが、当時のやり取りがMLに生きしく残っている。まず支部長の指揮で全会員の安否、建物の被害の確認をした。そんな最中に、S会員からのメールで「近所の高校の体育館に避難者が集まっているらしいので、有志を募って向ってみよう」との提案があった。浪江町からの着の身着のままの方々である。声をかけると「保険証がない」、「おむつがない」、「教科書ない」、「病院はどこに」と切羽詰まつものばかりであった。H会員と数人はその中で「会社に戻れない」、「離職票が欲しい」との人たちのために片隅に机を持ち込み、手書きで離職票を書き

始めた。これは阪神淡路大震災時に、先輩社労士から教示を受けていたため、とっさに行動できたことである。勿論職安の場所も印刷して教える必要もあった。中には、給与額が分からない人もおり、正確な標準報酬額を調べるために年金機構まで車を走らてくれた会員もいた。農協の通帳が「浜通り地区」と「中通り地区」では違うために使用できないとの事例には、農協勤務の社労士がすぐに対処してくれた。

4月に入り、県北市内の数ヶ所の体育館の避難所で有志による相談会を開催した。一番困っている初期の段階で多岐にわたり相談を避難者の懐に飛び込んでできたのは、有志だからこそフットワークに起因しているのだと会員の一人は語ってくれた。当時の数多くの相談記録がそれを示していると思う。

県会を通して支部単位の相談会が立ち上がったのは5月になってからで、相談員は交代で「浜通り地区」へ通った。津波の跡の凄まじさと相馬支部会員の方々のご苦労を目の当たりにして衝撃を受けた。津波の被害者や、労災にならないのか悩む事例もあり、まだまだ混乱した状況下での相談会であった。

また事業所に対しては、1週間ごとに情報を提供し丁寧なフォローに努めたり、顧問先の事業所に集合してもらい今後の対策を説明したり、また休業や解雇等の相談等と各会員も必死であった様子が伺える。休業した会社の「雇用調整助成金」の申請をするため職安窓口に向かうといつも満杯であった。二十数社の手続きをしたという事務所もあったが、大会社には使い勝手は良いが、零細事業所にはどうであったかとの意見もあった。

今になって思えばメーリングリストの威力はすごいと思う。会員から次々に入る新着情報の何と頼もしかったことか。ガソリン入手の情報から、行政の打出した特別法まで大変に心強い思いであった。将来的にはこれが全会員と繋がれる環境が整えば良いと思う。

2年目には福島市・二本松市の仮設住宅への相談会を実施した。避難者の生活もだいぶ落ち着いて、社労士に対する相談もグッと少なくなった。そんな中で、レクを兼ねた健康体操と一緒に相談会は大変好評であった。

福島県の場合は地震、津波の被害の他に原発の問題もあり、まだまだ前途多難です。今回の被災を経験に行政と県会との連携、県会と会員との連携を見直していく好機と考えます。

3.11ふくしま社労士活動軌跡

鈴木 智洋（郡山支部）

私は震災当時、郡山支部の事務局を担当していました。県会、支部、行政協力等の相談会において相談員として参加する多くの機会をいただきました。これらの相談会を通じて相談会の難しさを感じましたが、今後に活かしたい点は、適切なタイミングとやり方です。

相談会の中で1番相談件数が多かったのが、震災1カ月後に開催した相談会で

す。施設（ビッグパレットふくしま）の中に避難者が多かったこともあります、我々の業務に関連する事柄に目がいくようになるには多少の時間がかかります。相談したいけれどどうすればよいか分からない時期というのは、概ね1ヶ月～3ヶ月の間ではないでしょうか。この期間に集中的に相談会を開催し、開催頻度にメリハリをつける方法もあります。

次に、やり方ですが、一定の時期が過ぎると相談会にもほとんど相談者が来なくなります。ただし、相談したいことが無くなつたわけではなく、本人が気づいていない相談事があるように思います。このようなことは他の専門家に相談する中で出てくることがあります。郡山支部でも毎年四士業（現在五士業）による相談会を開催しておりますが、1つの専門家に対する相談が減少してくる時期に四士業相談会を避難所等で開催することができれば相談者に

とっても助かるのではないかと思います。

最後に、個人的な活動として、事業所向けの雇用調整助成金の説明会を開催しました。社労士5名が協力して開催したものですが、震災から3週間後に使用できる会場を見つけることができました。当初の予想より反響があり40～50名集まりました。それだけニーズがあるものと思いましたが、社労士会として説明会を開催したり、もつと大規模に説明会を開催するよう行政に働きかけたりすることも必要だと思います。

3.11ふくしま社労士の活動軌跡

後 藤 烈 史（会津支部）

2011年3月11日に発生した東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故により、私は元の家に住むことができなくなり、仕事も失いました。避難先を転々とし、家族で相談した結果、当面会津で暮らすことにしました。まず、最初に考えたのは、たまたま保有していた社労士の資格を活かすことはできないかということでした。求職活動の末、会津支部のA事務所で勤務社労士として約1年間従事させていただきました。実務経験の乏しかった自分にとって貴重な経験をすることができました。

その後、開業登録をし、震災前に暮らしていた浜通りを中心に少数ながら顧問として仕事をいただくことができました。大抵の事業所は休業からの再開という状況で、元とは違う場所で事業を再開するケースな

どもありました。共通した課題は、労働保険、社会保険の免除・猶予の対処でしたが、猶予された決算関係の報告や東京電力からの賠償問題も絡んでおり、対応が複雑でした。労働保険、社会保険の免除・猶予については全く別の手法であり、社会保険については機動的改訂を適用した会社は全て事後調査がありました。休業を余儀なくされた会社にとって、複雑な手続き、事後調査というのは大変な負担だったのではないかと思います。免除・猶予を適用した会社とそうでない事業所を見ました。個人的には、結局東京電力から賠償されることになるので、資金繰りの目処がつくのであれば全額賠償してもらった方が被害労働者にとって良かったのだろうと感じています。

震災後私が経験したことは、上記の例程

度で量としては少ないのでした。しかし、私自身が避難を強いられた立場なので、相談者と同じ土俵で話をすることができました。震災から3年目を迎えるようとしていま

すが、避難をした社労士として、自分の生活の為の仕事をこなしながら有事の際に必要なものが何だったのかを考え、伝えていくことができればと思います。

「3.11」に思う

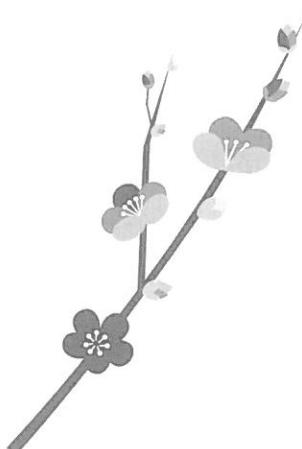
広報委員 長 倉 克巳 (白河支部)

「那須甲子少年自然の家」を県会の事業で訪問したのは、災害の年4月です。まだ「仮設住宅」ではなく、緊急避難として利用されていた施設です。玄関には各団体の相談会のポスターが多数並んでいました。

男性の方（いわき市の事業主）の「顧問社労士と連絡を取って欲しい。どこかで避難生活を送っているらしい」との問い合わせは印象的でした。

暫くして、白河市内の「双葉地区仮設住宅」を相談会開催の打ち合わせで訪問した際、対応して頂いた男性が「トラクターがナ・。野外に放ったらかしのままナ・。もう錆び付いて動かないかな」とポツリと漏らされました。テレビのフィルターを通して現実の残酷さが薄められるのではないかでしょうか。そこには、異常な生活を強いられている人たちが今でも生活しています。

「福島ナンバー」で他県に入ると、「帰れ」と怒鳴られたり、車に傷を付けられた等の噂があった頃の、第一次産業の会社の話です。放射能測定器の表示は基準値以下だから影響は無いと理解していても、取引先は最終消費者の反応を気にして、取引に躊躇してしまいます。会社倒産の可能性も出てきたため、本社の県外移転の相談を受けた社労士もいました。最近は、県の放射能測定体制や基準値に対する信頼度も安定し、落ち着きを見せているようです。



パート②

唐揚げ、しりそめし頃に

御代田 裕介（郡山支部）

唐揚げが好きです。好き好き大好き超愛します。ここ最近、多方面で「社労士」ではなく「唐揚げの人」として認識されつあることを危惧しております。ついには、唐揚げについての執筆依頼まで…。こんな絶対おかしいよ。ドラえもんにどら焼き、コロ助にコロッケ、シャナにメロンパン。もはやキャラクターが一人歩きしています。

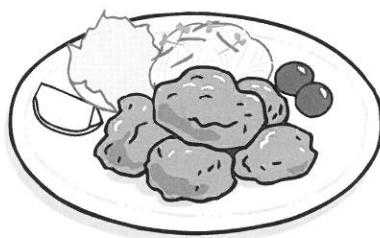
皆さん、唐揚げはお好きですか？定番はなんといっても鶏の唐揚げ。食欲をそそる香ばしい香り、パリパリサクサクの衣、ジューシーな肉の食感。一口食べればもう病み付きさ。大人も子供もお姉さんも。唐揚げが嫌いな人なんて、この世に存在するのでしょうか？

子供の頃は遠足や運動会のお弁当のおかずとして、大人になってからはビールのお供に。日常の食卓の何気ない場面で、彼女はいつも空気のように存在していました。かく言うわたしも、数年前まで、唐揚げの存在をここまで意識することはありませんでした。近くにいるのが当たり前すぎて、長い間その魅力に気付かずにいたのです。思春期になって、幼馴染の異性への淡い恋心に気付いてしまったあの感じ。一度意識するともう後戻りはできない。寝ても覚めても彼女のことが頭から離れません。村上

春樹風に語らせてもらうと、こんな感じでしょうか。

「ずっと昔から唐揚げはあったの？」僕は肯いた。「うん、昔からあった。子供の頃から。僕はそのことをずっと感じつづけていたよ。そこには何かがあるんだって。でもそれが唐揚げというきちんとした形になったのは、それほど前のことじゃない。唐揚げは少しずつ形を定めて、その住んでいる世界の形を定めてきたんだ。僕が年をとるにつれてね。何故だろう？僕にもわからない。たぶんそうする必要があったからだろうね」

自分でもわけがわからないよ。折角の情報発信コーナー。惚気話はさておき、有益な情報も、まあ多少はね。最後にわたくしのお気に入りの唐揚げをいくつかご紹介します。



■食亭 仲家（中島村）

鶏唐揚げ定食 790円

パンチの効いた下味がたまらない。ルックスもイケメンだ。味・量・盛り付けの美しさ・価格のバランスが、まさに自分の理想とする黄金比です。大量のキャベツが嬉しい。



■おべんとうのエッセン（郡山市）

唐揚げ弁当 5個入り

480円（3個入り380円）

おっつきくてうまいんです。フタからはみ出る圧倒的な暴力性を、ぜひ体感してみてください。



■Diningさくら（須賀川市）

鬼盛り唐揚げ 定食

1,000円（普通盛り800円）

店主の過剰サービスの塊。約700g。絶対食べきれないかと思いきや、ヘルシー胸肉で、くやしい、何個でもいいちゃう。ふしぎ！



■母ちゃんの唐揚げ（各家庭）

プライスレス

今夜はご家庭で唐揚げなど作ってみてはいかがですか？もちろん野菜も忘れずに。

新入会員紹介

1. 氏名 2. 住所 3. 入会年月日 4. 登録区分（開業・勤務等） 5. 開業事務所名又は勤務先名
 6. 関係資格・特技など 7. 趣味・スポーツ 8. 社労士を目指した理由、抱負など

1. 佐藤研一

2. 福島市春日町17番33号
 加藤ビル2F
 3. 平成25年9月1日
 4. 開業

5. 佐藤社会保険労務事務所

7. 日曜大工（部屋の改裝等）
 8. 社会保険の仕組みをよく理解し、顧問先にわかりやすく丁寧に説明できる社会保険労務士になりたいと思います。



1. 平間志津子

2. 南相馬市原町区高見町
 2-103
 3. 平成25年9月15日
 4. 開業
 5. 社会保険労務士平間志津子
 事務所

6. 年金アドバイザー、簿記

7. ゴルフ、絵画、旅行
 8. 生涯学習にと社労士を目指しました。運良く開業までできましたので、生涯研修し地道に努力致します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

1. 鹿目剛

2. 会津若松市一箕町鶴賀字船ヶ森東493-6
 3. 平成25年10月1日
 4. 開業
 5. 社会保険労務士かのめ事務所
 6. 年金アドバイザー2級
 7. 文章を書くこと
 8. 「企業に寄り添う社労士」の、決して反対の意

味ではないのですが、「市民に寄り添う社労士」を目指したいと思っています。それは労働相談というもののよりは、申請しなかったからもらえなかつた、あるいは、公的機関に相談をする以前の段階である、「そんな制度があることさえ知らなかつた」。そういった、市民レベルでの知識を提供できる社労士になれたらというのが、食っているのかどうかの疑問はありますが、理想です。



1. 真船茂

2. 会津若松市河東町広田字塩
 新24
 3. 平成25年10月1日
 4. 開業
 5. 真船茂社会保険労務士事務所

6. 行政書士

7. 野球
 8. 困ってる人の助けを必要とする人の力になりたい。



1. 久慈 経明
2. 須賀川市日向町22
サンディアス A103
3. 平成26年1月1日
4. 勤務
5. 三進金属工業株式会社
福島工場
6. 必要な関係資格あれば教え

て下さい。

7. ギター（ソロギター）
8. 理由としては、年金・労使間トラブル等、近い将来、必ず必要とされる資格だとと思ったので。昨年受験勉強を卒業したばかりの社労士1年生です。今度からは、たくさん研修会に参加し、先輩方から知識・経験を勉強させて頂きます。よろしくお願ひ致します。



1. 伊藤 良憲
2. 耶麻郡北塙原村大字檜原字剣ヶ峰1093-710
3. 平成26年1月1日
4. 開業
5. 伊藤良憲社会保険労務士事務所
6. パソコン
(ITパスポート試験合格)

7. 映画鑑賞、ドライブなど

8. 以前勤務していた会社（IT関連）の社長が社労士でした。また、それが社労士を目指すきっかけでもありました。
試験勉強中、東日本大震災で被災し、住むところを失いましたが、幸いにも開業までこぎつけることができました。
まだまだ未熟者ですが、諸先輩方のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

1. 牧野祐一

2. いわき市小名浜玉川町南7番地の1
3. 平成26年1月1日
4. 開業
5. いわき労務管理事務所
6. 情報処理技術者第Ⅱ種 Webクリエイター上級 MOS Master (2007、ACCESS)
7. ゴルフ（海外留学1年）、テニス、卓球、スキーアンダーハンドボール
8. 以前はシステムエンジニアとして20数年間勤務

しており、給与計算システムを利用したことを機に資格取得を目指しました。東京で開業し、地元いわきに異動してきました。学生への普及教育に興味があり、小学生への年金教室や中・高校生への社会保障授業などを、東京の有志と共に行いました。

諸先輩方に早く覚えて頂けるよう、支部会等では積極的にお声掛けいたしますのでその際にはよろしくお願ひいたします。

御太助.net電子申請

「御太助.net電子申請」は、
どなたでも気軽に電子申請ができるソフトです。

【御太助.net 納付と計算】【御太助.net 社会保険】のデータを活用し、
一括申請で送信、ファイル格納、使用データの保存といろいろな機能、
簡単操作、お手頃価格で、
ほぼクリックだけで処理
できるソフトです。
数事務所の先生方にモニターに
なって頂き、
ご意見やご要望を取り入れて
作られた製品です。



〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央17番26号
ビクトリアセンター南5階
TEL: 045-949-8261 FAX: 045-949-8263

社会保険労務士業務をおたすけするシステム

<http://www.fard.co.jp>

平成26年2月28日
電子申請フェアに協賛させて頂きます。
プレゼンテーション
及び
実際動作するものをご覧頂けます。



株式会社 ファルド情報サービス
E-mail: otasuke@fard.co.jp

支

部

だ

よ

り

福島支部

9月6日（福島グリーンパレス）

市民無料相談会（県北士業協議会）事前打合せ
渡邊康志支部長、他幹事4名出席

10月18日（県会会議室）

臨時幹事会

- ① 被災者支援事業の件
- ② 県北士業協議会の件
- ③ 第3回研修会（中小企業復興セミナー）
- ④ その他（名札について）

10月18日（福島テルサ）

第2回福島支部研修会 出席43名

- ① 「高年齢者・障害者雇用に係る助成金」
講師（独）高齢障害者雇用支援機構
担当者
- ③ 「ブラック企業への対応及び労組のスタンス等」
講師 福島県労連 担当者
- ④ 「厚生労働大臣表彰受賞記念講演」
講師 福島県社会保険労務士会福島支部
鈴木 健夫 会員

11月2日（エスパル福島）

市民無料相談会（県北士業協議会）

協力会員16名

相談件数9件（年金5件、労働4件）

士業全体の相談件数は57件

11月15日（福島グリーンパレス）

県北士業協議会報告会・情報交換会

渡邊康志支部長、他会員10名出席

11月21日（松川第一仮設住宅）

飯館村仮設応急住宅無料相談会（福島市）

協力会員5名

11月23日（旧明治小仮設住宅）

飯館村仮設応急住宅無料相談会（福島市）

協力会員3名

11月23日（旧飯野小仮設住宅）

飯館村仮設応急住宅無料相談会（福島市）

協力会員3名

11月28日（松川第二仮設住宅）

飯館村仮設応急住宅無料相談会（福島市）

協力会員5名

11月28日（福島県立医大病院）

がん治療患者に係る就労支援相談会

協力会員1名

12月6日（県会会議室）

第3回幹事会

- ① 当年度予算執行状況
- ② 第3回研修会（年金改正研修追加等）
- ③ 今後の日程（総会等）
- ④ 無料相談会の反省等
- ⑤ 名札の取扱いについて

12月7日（旧松川小仮設住宅）

飯館村仮設応急住宅無料相談会（福島市）

協力会員5名

12月7日（伊達東仮設住宅）

飯館村仮設応急住宅無料相談会（伊達市）

協力会員3名

12月8日（国見町上野台仮設住宅）

飯館村仮設応急住宅無料相談会（国見町）

協力会員3名

【平成25年度支部活動状況】

1. 社会・労働諸法令に関する唯一の国家資格者として、長期の避難による被災者の皆様の苦悩や困りごとの解決を手助けすることによって、地域の復興と被災者の皆様の生活再建と中小企業の再興を支援し、福島県の再建に寄与する為、本年度も福島市及び伊達地区の飯館村仮設応急住宅等において、被災者無料相談会を実施している。

また、「がん患者の就労に関する総合支援事業」として、がん診療連携拠点病院と連携し、長期の治療等が必要ながん患者の「治療と仕事の両立」等を支援する為、がん診療連携病院に相談窓口を設置し、就労に関する相談支援や情報提供を行っている。

郡山支部

9月28日（郡山市総合福祉センター）

『セカンドライフプランセミナー（郡山市役所委託事業）』講師1名派遣

10月3日（郡山市総合福祉センター）

第3回企画委員会 出席7名

・被災者支援無料相談会開催について

11月13日（ビッグパレットふくしま 川内村集会所）

東日本大震災復興支援事業

被災者支援相談会 相談員7名
 ・介護予防体操及び無料相談会を実施
 11月17日（イトーヨーカ堂郡山店）
 第11回五事業合同無料相談会
 相談員6名 派遣

社労士相談案件は3件。（労働・社会保険関係1件、雇用関係1件、その他1件）
 ※社労士案件以外の方にも社労士制度をPRできる絶好の機会となっていますので、今後もこのような活動を通して、引き続き社会保険労務士制度の啓発、広報活動に力を入れていきたいと思います。

11月22日（ビッグパレットふくしま）
 第1回支部研修会 参加者32名
 『中小企業にふさわしい評価制度及び賃金体系について』
 講師：岐阜県会
 伏屋社会保険労務士事務所
 社会保険労務士 伏屋 善雄 氏
 『高年齢者・障害者雇用に係る各種助成金について』
 講師：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
 福島高齢・障害者雇用センター
 窓口サービス担当 池田 弘昌 氏
 2月5日（ビッグパレットふくしま）
 平成25年度第2回支部研修会・新年会開催予定
 『（仮題）障害年金について』
 講師：滋賀県会 株式会社服部年金企画
 社会保険労務士 高田 智子 氏

会津支部

12月19日、ルネッサンス中の島にて第2回実務研修会を開催しました。研修内容は、会津若松年金事務所 厚生年金適用調査課 五十嵐新治氏、国民年金課 千代幸江氏、お客様相談室二瓶孝子氏に「年金機能強化法に係る年金研修」について講演して頂きました。その後、鈴木俊一会员が「自分が社会保険労務士となって」、佐藤洋一会员が「労働条件の変更（不利益変更）について」を報告し、参加会员間で実務研修を行いました。参加者は20名でした。

◆支部行事の今後予定

- 26年2月 支部定期総会・懇親会
- 3月 復興支援事業（法律専門家による講演会と社労士による個別相談会）

いわき支部

研修内容の充実また、一人でも多くの会員が参加できる研修会の実施の一環として、第2回研修会では大学教授を講師に招きました。過去になく多くの参加会員がありました。

◆支部行事の実施分

- | | |
|---------|---|
| 9月6日 | いわき五事業連絡協議会（総会・五事業相談会打合せ）
支部三役（支部長・副支部長・事務局長）出席 |
| 9月11日 | 第5回幹事会 |
| 9月25日 | 第6回幹事会 |
| 10月4・5日 | 長野県社会保険労務士会諏訪支部
いわき研修視察対応（吉田副支部長・中目事務局長） |
| 10月8日 | 被災者支援相談会（大熊町役場いわき出張所）相談件数 1件 |
| 11月1日 | 第7回幹事会 |
| 11月9日 | 五事業相談会（ラトヴ）
参加相談員数 7名 |
| 12月6日 | 第2回支部研修会（いわき市生涯学習プラザ）参加者32名
「年金機能強化法による制度改革の内容について」
講師：平年金事務所 担当者
「合同労組・ユニオン等との紛争の現状と対策」
講師：青山学院大学 法学部教授
弁護士 藤川 久昭 氏 |





平成26年

1月17日 第8回幹事会

◆支部行事の今後の予定

2月14日 第3回支部研修会（ラトヴ）

「高齢者・障害者雇用に係る各種助成金について」

講師：（独）高齢・障害者雇用支援機構 福島高齢・障害者雇用支援センター 担当者
「競業禁止義務の理論と実務」講師：湊法律事務所
弁護士 湊 一将 氏**◆通年開催中**

いわき市無料労働相談 毎月第3火曜日（市役所広報公聴課にて）

相馬支部

相馬支部では、相馬市での無料相談会を毎週火曜日に実施しています。

また、2月12日には昨年度と同様に相馬労働基準監督署の署長様及び支部の会員によるセミナーを実施致します。除染や土木建築等、復興関係の仕事に従事される企業及び創業をお考えの方々を対象としたセミナーになっております。

◆無料相談日（予定も含む）

相談月	相 談 日
10月	1日、8日、15日、22日、29日
11月	5日、12日、19日、26日
12月	3日、10日、17日、24日
1月	7日、14日、21日、28日
2月	4日、18日、25日
3月	4日、11日、18日、25日

平成25年11月18日 相馬支部研修会
平成26年2月12日 復興セミナー（予定）

白河支部**◆活動実績**

9月13日 支部研修会（白河労働基準監督署）
出席者10名

① 高年齢・障害者雇用に関する各種助成金について他

講師：ふくしま高齢・障害者雇用支援センター
池田 弘昌 氏

② 雇用保険適用及び各種助成金について
講師：ハローワーク白河

雇用指導官 小比田正弘 氏
講師：ハローワーク白河
適用係 押田 氏

③ 最近の労働問題、労災事故及び除染作業に関する安全衛生等について

講師：白河労働基準監督署
署長 水野 秀二 氏

④ 会員研修

講師：武田 昌之 氏

11月10日 年金労働問題無料相談会（マイタウン白河）
出席者10名

相談件数4組5名

12月20日 支部忘年会（茅の器）出席者6名

◆今後の支部活動

1月中旬 年金機能強化法に関する研修

3月下旬 支部総会

◆平成26年活動方針

1. 研修会・懇談会等を通じ白河関係行政機関との連携強化

2. 各法律改正及びADR並び電子化申請に対応した研修の実施

3. 日常業務について会員相互の情報交換を兼ねて勉強会を実施

4. 支部会員の減少傾向の中、今後の白河支部の方向を郡山支部との合併を含めて検討

= 会員の処分 =

会則第45条の定めにより下記会員について、綱紀委員会に諮問し平成25年12月2日開催の第7回理事会において、「会員権の停止」の処分と決定いたしました。

なお、会則第47条第3項に基づき、福島労働局長、東北厚生局長及び全国社会保険労務士会連合会長に報告いたしました。

【処分対象者】

処分及び期間	会員権停止
	平成25年12月16日の臨時総会終了後から平成26年12月15日までの1年間
支 部	いわき
区 分	開業
登 録 番 号	07960007
氏 名	おおひらかずお 大 平 一 雄
処 分 理 由	女性に対して強制わいせつ行為を行った。これは、社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行であり、社会保険労務士法第16条（信用失墜行為の禁止）、会則第40条の5（品位の保持の指導）、第41条（信用失墜行為の禁止）、倫理綱領第1項（品位の保持）に反する行為であるため

● ● 会員異動状況 ● ●

(H26. 1. 31現在)

1. 入会者

ふり 氏 名	事務所名又は勤務先	事務所所在地又は住所	電話番号 FAX番号	支 部 区	入会月日
佐藤 研一	佐藤社会保険労務事務所	福島市春日町17-33 加藤ビル2F	024-535-7082 024-535-7079	福島業	25.9.1
長崎 義人	長崎義人社労士事務所	郡山市桑野二丁目2-16 藤尾ビル1階	024-927-1018 024-927-1019	郡山業	25.9.1
平間 志津子	社会保険労務士平間志津子事務所	南相馬市原町区高見町2-103	0244-22-4149 0244-24-4612	相馬業	25.9.15
大宮 裕子		福島市泉字早稻田19-7	024-559-0307	福島その他	25.10.1
かの鹿 目剛	社会保険労務士かのめ事務所	会津若松市一箕町鶴賀字船ヶ森東493-6	0242-25-4882 0242-25-4882	会津業	25.10.1
真船 茂	真船茂社会保険労務士事務所	会津若松市河東町広田字塙新24	0242-75-2569 0242-75-2569	会津業	25.10.1
久慈 経明	(三進金属工業(株)福島工場)	須賀川市日向町22 サンディアスA103	090-4286-2959	郡山務	26.1.1
伊藤 良憲	伊藤良憲社会保険労務士事務所	耶麻郡北塙原村大字檜原字剣ヶ峯1093-710	0241-23-5148 0241-23-5149	会津業	26.1.1
関口 修	未来工業株式会社郡山営業所	郡山市富久山町久保田字伊賀河原34	024-991-8898 024-991-8897	郡山務	26.1.1
牧野 柚一	いわき労務管理事務所	いわき市小名浜玉川町南7-1	0246-58-2246 0246-58-2298	いわき開業	26.1.1
中村 宏司	(福島トヨペット株式会社)	須賀川市向陽町842	0248-72-0019	郡山務	26.1.15

2. 退会者

氏名	事務所名又は勤務先	事務所所在地又は住所	区分	退会月日
藤野充子	藤野社会保険労務事務所	福島市北五老内町3-21 桑原ビル2F	開業	25.8.12
久保田裕巳	久保田社会保険労務士事務所	福島市春日町11-39	開業	25.9.30
長崎義人	長崎義人社労士事務所	郡山市桑野二丁目2-16 藤尾ビル1階	開業	25.10.31
大平一雄	いわき労務管理事務所	いわき市小名浜玉川町南7-1	開業	25.12.18

3. 異動・変更等

※開業・社員・勤務会員の住所変更は除く

氏名	変更事項	変更内容	変更月日
相澤義和	事務所電話番号・FAX番号	TEL 090-2452-0798 FAX 024-941-1210	25.8.1
菊地紀男	事務所所在地	いわき市常磐西郷町銭田106-26	25.9.17
國嶋雅志	事務所名称・所在地・電話番号・FAX番号	國嶋社会保険労務士事務所共同オフィス21 福島市高野河原下19-15 TEL 070-5326-4285 FAX 024-573-4286	25.10.1
社会保険労務士法人HRM総合事務所	社員変更	代表社員(特定社員) 奥瀬円 社員 池田憲太郎、竹尾伸一	25.10.1
若林峰男	その他→開業	若林社会保険労務士事務所 郡山市安積町荒井字馬放場11-14 TEL/FAX 024-946-2222	26.1.1
浅川尚恵	勤務→開業	浅川社会保険労務士事務所 大沼郡会津美里町勝原字竹原355-10 TEL 0242-54-5885 FAX 0242-54-5882	26.1.1
岡崎正	勤務→開業	岡崎社会保険労務士事務所 福島市五月町7-9 サンクレーデル福島五月ワインフォート604 TEL 024-529-6908	26.1.15
田中貴志	勤務→法人の社員	あすか社会保険労務士法人 いわき市平谷川瀬字仲山町10-1 TEL 0246-38-9001 FAX 0246-24-3243	26.1.6

4. 会員の現況

	福島	郡山	会津	いわき	相馬	白河	合計
開業 (法人社員含む)	64	86	34	52	15	11	261
勤務等	16	22	6	9	0	4	58
計	80	108	40	61	15	15	319
法人	1	3	0	3	1	1	9

編 集 後 記

もうすぐ三年目のあの日が巡ってきます。

原発問題…何か私でもやれることはないのかと、家中の必要のない電気を消し廻ってます。太陽光パネルを屋根に上げることにしました。首相官邸前や日比谷野音の集会で原発反対の声をあげて来ました。ひとりの力はささやかですが、何か行動を起こさないとまた元のようになってしまいそうで不安です。

部屋のシクラメンがいつもの冬と同じように綺麗な花を咲かせています。故郷の富岡町の夜ノ森の桜のトンネルは何時になったら見ることができるのでしょうか？4月になると何事もなかったようにまた蕾をつける事でしょう。

(J. K)



会報 社労士ふくしま No.101

平成26年2月10日発行

発行所 福島県社会保険労務士会

〒960-8252

福島市御山字三本松19-3

TEL 024-535-4430

FAX 024-534-5432

発行責任者 会長 金子昌明

編集広報委員会

印刷所 陽光社印刷株式会社

信頼と実績のクラウドコンピューティング版社労士システム
ネットde社労夢11
 14システムがオールインワンで月額20,000円(+税)から



2ヶ月無償トライアルで
お試し下さい! <http://www.mks.jp/net-shalom11/>

●顧問先に大好評!
顧問先ネットアプリケーション
 約1,500事業所でご利用頂いております
 「ネットde顧問」の6つのシステムを顧問
 先様にご提供頂けます。(従量課金制)

ネットde就業	ネットde受付	
ネットde賃金	ネットde賃金	
ネットde規則	ネットde明細	

「ネットde社労夢11」価格
IDC設定費用
 100,000円(+税)
月額費用
 20,000円(+税)
 ※追加ライセンス/
 5,000円(+税)
契約期間
 1年(自動更新)
ヘルプデスク
 月額費用に含みます。

**4月 第1回「社労夢ハウス」
 オニガード研修会・予告**
 PPMを含む「HRM(HumanResourceManagement)市場の実態と今後の展望(仮)」の基調講演を予定しています。※社労夢ハウスの研修会ですが、今後企業向けにシステム導入を検討されている社労士の先生方も参加して頂けます。

4月11日(金)
 東京会場・TKP東京駅前カンファレンスセンター

2月「社労夢ハウス」セミナー開催!
 「ネットde顧問」の
 ・就業管理
 ・給与計算
 ・明細配信
成功事例
 各会場で成功事例の内容は異なります。
 ●社労夢CompanyEdition等のシステム実演

2月25日(火)
 東京会場・TKP東京駅前カンファレンスセンター

MKS 株式会社 エムケイシステム <http://www.mks.jp/> 〒530-0043 大阪市北区天満2丁目1番30号 大阪府社会保険労務士会館6F TEL 06-6135-2070 FAX 06-6135-2071
 ●大阪営業所 06-6135-2070 ●東京営業所 03-3260-1535 ●名古屋営業所 052-209-6886 ●福岡営業所 092-716-9062

冬のWトク キャンペーン

社労法務システム
エントリーモデル

少しずつ利用してみたい時にも!
 開業間もない社労士さんにも!
 電子申請ができるフルセットで! 月額保守料金
 4,000円

もれなく
 請求報酬
 システム + 保守料金
 さらに!
 2ヶ月無料

簡単グレードアップ クラウド パッケージ
60日間無償トライアル
<http://www.shalf.jp>

浜松開発センター 050-6864-6636
 静岡県浜松市中区板屋町 111-2 浜松アクトタワー 18F
 本社: 東京都新宿区西新宿 8-3-30

FUJI XEROX

富士ゼロックス福島株式会社

〒963-8004 郡山市中町5-1 日本生命郡山中町ビル3F <http://www.fujixerox.co.jp/fkx/>
TEL.024-927-1011(代) FAX.024-991-5616

■システムプラザ TEL(024)935-7700 ■いわき営業センター TEL(0246)46-2801 ■白河営業所 TEL(0248)22-9073
 ■福島営業センター TEL(024)528-0745 ■会津営業所 TEL(0242)32-0230 ■原町営業所 TEL(0244)23-3351

MITSUBISHI
Changes for the Better

アルディオ
ARDIO®

■e-Gov(イーガブ)一括申請機能を利用する場合に、対応するソフトウェアです。
 A R D I Oでは、各事業所等で既に保有されているデータを活用して、必要な申
 請データをまとめて作成可能となります。

■A R D I Oで電子申請・届出等に係る電子申請システムの仕様に基づき、申請・
 届出データを連携・生成し、一括申請機能にて電子申請します。

■社会保険・労働保険関係手続の申請届出事項入力に係る事務作業を大幅に
 軽減できます。

PACKAGE パッケージ



〒164-0012 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー
 E-mail : infosharo@melb.co.jp URL : <http://www.melb.co.jp>

るうむ in One

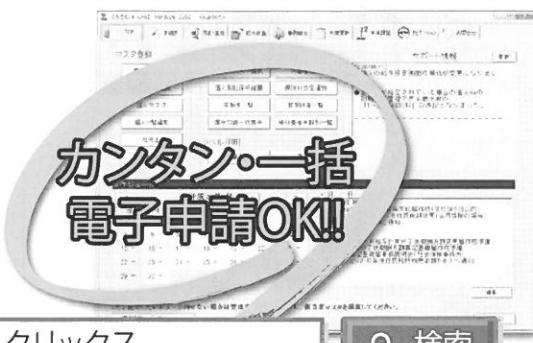
各保険手続き・給与計算・事務組合・電子申請まで。
他の追随を許さない、圧倒的コストパフォーマンス!!

無料の体験版をご用意!!
ぜひお試しください!!



Click's Corporation

〒143-0015 東京都大田区大森西 3-31-8 ロジェ田中ビル6F



クリックス

検索

TEL:03-5753-1571



抜群の使い勝手と豊富な拡張性が
労務管理の既成概念を変える。



| 製品一覧



労務三昧Ver.2
労務請負一括サポートする、オンラインワーキングシステムです。



労保三昧Ver.2
事務組合の管理業務を完全網羅した一括システムです。



請求三昧Ver.2
顧問先の様々な請求形態に対応できる簡単シキルな請求システムです。



申請三昧Ver.2
労務届出申請の登録を簡単化し、同時に連絡状況を把握可能としたシステムです。



親方三昧Ver.2
持田由に優れた、一人親方専用システムです。



賃金三昧Ver.2
賃金・退職金シミュレーション専用システムです。

三昧シリーズ総合ポータルサイト
→まずはクリック!

<http://www.zanmai-web.net/>

ケーニー System 総研

e-Gov 電子申請 大規模 LAN 対応 給与ソフトダイレクトデータ連動機能搭載

PSD 社会保険労務士



申請書イメージ入力作成機能

電子申請ナビゲータ送信機能搭載

○給与奉行 ○OPCA 給与 ○給与大臣

○弥生給与 ○給与応援 ○給与 Kid

自社利用または顧問先の様々な給与計算システムから
データを読み込むことができます！

資料請求・お問い合わせは 株式会社パシフィックシステム まで <http://www.psd-soft.com/sr>

〒106-0044 東京都港区東麻布 1-5-6 TEL03(5572)6700 FAX03(5572)6701



お問合せ、資料請求はこちら

セルズ

検索

TEL 050-3533-0350

労務統合管理システム 台帳

新規購入価格 102,900円

年間保守契約 TypeS 31,500円 / TypeG 47,250円

現在、セルズ開発チームでは一括電子申請の送信済みリストから電子公文書を自動取得するための機能を開発しています。一括申請は申請した後のデータ管理がポイントです。社労士事務所目線で構成された使いやすさを、ぜひ実感してください！

2月28日電子申請フェアで来場者特典をご用意しております！

Cells

かゆいところに手が届くあなたのためのソフトを...
<http://www.cells.co.jp/>

本社所在地 485-0014 愛知県小牧市安田町 190

東京営業所 107-0061 東京都港区北青山 2-7-26 フジビル 28 2FCROSSCOOP 内

Email info@cells.co.jp

全国社会保険労務士会連合会

開業会員の皆様へ

社会保険労務士賠償責任保険

申途加入のご案内！

(社会保険労務士賠償責任保険)

この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会開業会員等を被保険者とする団体契約です。



安心・円滑な業務遂行、顧問先との信頼関係の維持のためにも是非加入しましょう！！

この保険は、社会保険労務士業務により、業務を委嘱した顧客または第三者に与えた財務上の損害につき、日本国内において保険期間中に損害賠償請求がなされた場合において、被保険者である社会保険労務士が法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害を所定の条件の範囲内で補償するものです。さらに、保険会社の同意を得て支出した争訟費用(弁護士費用など)等も補償します。

*この案内は社会保険労務士賠償責任保険の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険のパンフレットをご覧ください。詳細はご加入後に加入者証とともにお送り致します保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

平成25年11月1日現在、全国で14,135名の開業社会保険労務士が加入！

保険に加入することで、安心して社会保険労務士業務を遂行出来ると多くの方からご好評を得ています。

保険期間は平成25年12月1日午後4時から平成26年12月1日午後4時までの1年間です。

毎月中途加入(毎月10日締切、補償期間は締切日の翌月1日午後4時～平成26年12月1日午後4時)も受け付けております。

ご希望の方へはパンフレットをお送りしますので、ご所属の都道府県会事務局までご連絡ください。

**福島県社会保険労務士会
全国社会保険労務士会連合会**

<お問合せ先>

<取扱代理店>

有限会社 エス・アール・サービス

〒103-0021
東京都中央区日本橋本石町3-2-12
社会保険労務士会館
TEL 03-6225-4873

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)
(担当課) 広域法人部法人第三課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL 03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社

チャレンジ
未来が変わる。
日本が変える。
25



大切な地球守るため
陽光社はエコに取り組みます。

New Quality の世界へ
YOKOSHA
陽光社印刷株式会社

本 社／福島市南矢野目字萩ノ目裏1-1
TEL024-553-4600 FAX024-554-4420

東京営業所／東京都新宿区四谷4-25-803 TEL 03-3352-7873 FAX 03-3351-0465
郡山営業所／郡山市熱海町熱海6-14 TEL・FAX 024-984-3254

E-mail info@yokosha.co.jp <http://www.yokosha.co.jp>

